

## 東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例に係る指針作業部会設置要領

7 産労総企第 1518 号

令和 8 年 1 月 15 日

### (目的)

第1 「女性の活躍を促進するための検討会議設置要綱」(令和7年3月25日付6産労総企第1367号)第7に基づき、女性が活躍できる環境の整備に関する指針を定めるにあたり、専門的な観点から意見を聴取する「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例に係る指針作業部会(以下「部会」という。)」を設置する。

### (所掌事項)

第2 部会では、次に掲げる事項について専門的な観点から意見の交換等を行う。

- (1) 指針の内容に関すること
- (2) その他、部会の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (構成)

第3 部会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

### (任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (召集)

第5 部会は、産業労働局長が招集する。

### (座長)

第6 部会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議の取扱い)

第7 部会は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

### (議事録)

第8 部会の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第9 第3の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第10 部会の事務局は、産業労働局総務部企画調整課とする。

(その他)

第11 この要領で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、決定の日から施行する。